（監視部に置く課等）

第二百八十六条　［略］

２　［略］

３　統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括監視官	
函館税関	二人	［略］
東京税関	二十人	
横浜税関	十七人	
名古屋税関	八人	
大阪税関	十三人	
神戸税関	十七人	
門司税関	五人	
長崎税関	五人	
合　計	八十七人	

（密輸対策管理官）

第二百九十六条　神戸税関の監視部に、密輸対策管理官四人以内を、横浜税関の監視部に、密輸対策管理官三人以内を、東京税関及び門司税関の監視部に、密輸対策管理官それぞれ二人以内を、函館税関、名古屋税関、大阪税関及び長崎税関の監視部に、密輸対策管理官それぞれ一人を置く。

２　［略］

（麻薬探知管理官）

第二百九十七条　東京税関の監視部に、麻薬探知管理官九人以内を、大阪税関の監視部に、麻薬探知管理官二人以内を、名古屋税関の監視部に、麻薬探知管理官一人を置く。

［２・３　略］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官二百八十七人以内及び監視官三百六十七人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　各税関を通じて監視部に、上席調査官三十一人以内及び調査官三十三人以内を置く。

［２・３　略］

（業務部に置く課等）

第三百一条　［略］

２　［略］

（監視部に置く課等）

第二百八十六条　［同上］

２　［同上］

３　統括監視官、特別監視官及び保税地域監督官の各税関別定数は、次のとおりとする。

	統括監視官	
函館税関	二人	［同上］
東京税関	十九人	
横浜税関	十七人	
名古屋税関	八人	
大阪税関	十三人	
神戸税関	十七人	
門司税関	五人	
長崎税関	五人	
合　計	八十六人	

（密輸対策管理官）

第二百九十六条　神戸税関の監視部に、密輸対策管理官四人以内を、横浜税関の監視部に、密輸対策管理官三人以内を、東京税関の監視部に、密輸対策管理官二人以内を、函館税関、名古屋税関、大阪税関及び門司税関の監視部に、密輸対策管理官それぞれ一人を置く。

２　［同上］

（麻薬探知管理官）

第二百九十七条　東京税関の監視部に、麻薬探知管理官八人以内を、大阪税関の監視部に、麻薬探知管理官二人以内を、名古屋税関の監視部に、麻薬探知管理官一人を置く。

［２・３　同上］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官二百五十一人以内及び監視官三百七十五人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　各税関を通じて監視部に、上席調査官二十九人以内及び調査官三十一人以内を置く。

［２・３　同上］

（業務部に置く課等）

第三百一条　［同上］

２　［同上］